

令和 6 年 8 月 吉日

理論政策更新研修を受講される皆様へ

(一社) 兵庫県中小企業診断士協会

会長 植田 訓行

「台風、地震、水害等（以下「自然災害等」）時の研修の取り扱いについて」

自然災害等の発生により、当協会主催の理論政策更新研修（以下「本研修」）の安全かつ円滑な開催が懸念される場合、以下の通り運営いたします。

1. （開催または中止の判断）

本研修当日の午前 8 時を目処に、神戸市を中心とする地域で自然災害等の発生による安全上の懸念や公共交通機関への影響を勘案し、本研修の開催または中止を当協会にて判断いたします。

受講者の皆様への個別のご連絡は物理的、時間的に困難なため、本研修の開催または中止の決定は、当協会のホームページの最新ニュースとして掲載いたします。

ホームページへの掲載は、本研修当日の午前 8 時以降可及的速やかに、遅くとも午前 9 時 30 分までを予定します。また中止する場合は、本研修の会場にもその旨を掲示いたします。

※ なお、当協会が開催を決定した場合であっても、受講者の方それぞれのお住まいの地域の安全・交通等の状況をご勘案いただき、ご自身で参加の可否をご判断下さいますよう、お願いいたします。（項目 3. 参照）

2. （研修を中止した場合の後日開催など）

本研修が中止になった場合は、後日改めての開催の可否をご案内いたします。

なお日程・ご都合などの理由で、後日開催の研修へのご参加が難しい場合は、受講料を返金いたします。

3. （受講者の皆様の個別の状況によるご欠席）

当協会が本研修の開催を判断した場合で、受講者の方それぞれの状況での安全上のご懸念や、利用される公共交通機関の運行状況などにより、ご参加が困難な場合は研修当日の午前 12:00 までに、下記の電子メールまたはファックスにて当協会事務局にご欠席のむねご連絡ください。事前のご連絡をいただければ受講料を返金いたします。

電子メール : info@shindan-hg.com

ファックス : 078-361-8722

4. (開催の場合の遅刻及び途中退席)

本研修は、法定研修のため経済産業省の指示のもと受講時間の 4 時間が厳格化されております。従って自然災害等が発生した場合であっても、交通機関の遅延証明書等による遅刻は認められません。また、自然災害等の影響等により受講者の判断で途中退席される場合も、研修の修了が認められません。

上記につきまして、予めご了承ください。

5. (研修開始後の途中中止)

本研修を開始した後に、自然災害等による安全上の懸念や公共交通機関への影響が懸念される場合、当協会では本研修の継続または中止の判断をいたします。

本研修を途中中止とした場合、後日の研修の開催等は中止後に検討の上、改めてお伝えいたします。

【本件に対するお問い合わせ】

お問い合わせは、兵庫県中小企業診断士協会事務局までメールにてお願いいたします。
メールアドレス：info@shindan-hg.com

以上